

「地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令」の概要

1. 趣旨

「地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）」による地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）の一部改正により、地方独立行政法人の業務に申請等関係事務の処理業務（法第 21 条第 5 号）が追加されたことに伴い、申請等関係事務の具体的な内容を規定するため、「地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令」を制定する。

2. 申請等関係事務の範囲

法別表及び地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 5 条第 1 項の「総務省令で定める事務」として、それぞれの条項に規定された事務を具体的に規定するもの。

対象となる主な事務

- 転居届の受理、住民票の写しの交付 【住民基本台帳法】
- 国民健康保険被保険者証の交付 【国民健康保険法】
- 介護保険被保険者証の交付 【介護保険法】
- 児童手当の支払い 【児童手当法】
- 母子健康手帳の交付 【母子保健法】
- 国民年金の資格取得等の届出の受付 【国民年金法】
- 臨時運行許可証の交付 【道路運送車両法】
- 納税証明書 of 交付 【地方税法】

3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日